

春日井市告示第139号

平成12年春日井市告示第22号（化学分析等に係る手数料の細目料金）の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月20日

春日井市長 伊藤 太

表を次のように改める。

区分	項目	単位	手数料の額（円）	徴収の時期
水質分析	透視度	1項目につき	550	分析検査依頼日より15日以内
	水素イオン濃度(pH)、電気伝導率	1項目につき	660	
	残留塩素	1項目につき	990	
	塩化物イオン	1項目につき	1,320	
	浮遊物質(SS)	1項目につき	1,760	
	よう素消費量	1項目につき	2,200	
	化学的酸素要求量(COD)、蒸発残留物	1項目につき	2,310	
	大腸菌群数、六価クロム、マグネシウム、カルシウム	1項目につき	2,420	
	全シアン、ほう素、一般細菌数、強熱残留物	1項目につき	2,530	
	フェノール類	1項目につき	2,750	
	亜鉛、銅、全クロム、カドミウム、鉛、ニッケル、全マンガン、全鉄、アルミニウム	1項目につき 1項目増すごとに	2,750 880	
	亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、硫酸イオン	1項目につき 1項目増すごとに	2,860 1,540	

	強熱減量	1項目につき	2,970
	溶解性鉄、溶解性マンガン	1項目につき 1項目増すごとに	2,970 880
	全りん	1項目につき	3,080
	ノルマルヘキササン抽出物質、 ひ素、総水銀、溶解性物質	1項目につき	3,190
	全窒素、セレン、アンモニア性 窒素、ナトリウム	1項目につき	3,410
	生物化学的酸素要求量(BOD)、 陰イオン界面活性剤	1項目につき	3,520
	ふっ素	1項目につき	3,630
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1項目につき	4,400
	アンモニア、アンモニウム化合 物、亜硝酸化合物及び硝酸化合 物	1項目につき	5,170
	シマジン、チオベンカルブ	1項目につき 1項目増すごとに	18,370 4,840
	1,4-ジオキサン	1項目につき	22,770
	ジクロロメタン、四塩化炭素、 1,2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス- 1,2-ジクロロエチレン、1, 1,1-トリクロロエタン、1, 1,2-トリクロロエタン、ト リクロロエチレン、テトラクロ ロエチレン、1,3-ジクロロ プロペン、ベンゼン、トランス -1,2-ジクロロエチレン	1項目につき 1項目増すごとに	23,100 3,630
廃棄物、 土壌 及び 汚泥 分析	溶出試験	水素イオン濃度 (pH)	1項目につき 770
		塩化物イオン	1項目につき 1,540
		全シアン	1項目につき 3,080
		六価クロム	1項目につき 3,190
		ほう素	1項目につき 3,300
		銅、鉄、マンガン、全クロム、 亜鉛、カドミウム、鉛、ニッケ ル、アルミニウム	1項目につき 3,630
		ひ素、総水銀	1項目につき 3,960

		ふっ素	1項目につき	4,070
		セレン	1項目につき	4,290
	成分試験	含水率	1項目につき	2,420
		強熱残留物	1項目につき	2,640
		強熱減量	1項目につき	3,080
		熱しゃく減量	1項目につき	3,850
悪臭分析	敷地境界	アンモニア	1項目につき	4,840
		硫化水素、メチルメルカプタン、 硫化メチル、二硫化メチル	1項目につき 1項目増すごとに	18,150 6,600
	排水	硫化水素、メチルメルカプタン、 硫化メチル、二硫化メチル	1項目につき 1項目増すごとに	14,960 6,930
試料採取			1件につき	7,210
試料調製			1件につき	3,090

備考 この表に定めのない試験項目についての手数料の額は、この表に定める試験項目の手数料の額を基準として市長が定める額とする。